仙台市創エネルギー導入促進助成制度

- 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ, エネルギー自律型のまちづくりを進めます -

仙台市内において, **クリーンで安定的なエネルギーの製造・供給を行う事業所や次世代エネルギー等の研究開発・実証実験を行う施設**を新設・増設される民間事業者等に対して, 固定資産税等相当額分を助成します。

◇交付対象・交付要件

エネルギー関連事業(電力・熱・燃料)

- ☆下記を全て満たす**エネルギーの製造・転換及び供給**を行う事業所の新設・増設
 - ①投下固定資産相当額1億円以上(緩和要件あり。詳細は裏面参照)
 - ②仙台市内の第三者である需要家にエネルギーを供給する事業であること (固定価格買取制度等により,他のエネルギー事業者を経由する場合も対象)
 - ③環境負荷の少ないクリーンなエネルギーを扱う事業であること
 - ④気象条件等に左右されず安定的なエネルギー供給が可能であること
 - ※地域のまちづくりに貢献するなど事業に公益性が認められる場合は、④を満たしていない事業でも対象

研究開発 • 実証実験

- ☆下記を全て満たす研究開発又は実証実験を行う施設の新設・増設
 - ①投下固定資産相当額1千万円以上
 - ②次世代エネルギーの創出や利活用に関する革新的な技術についての研究開発を行う事業 所又は実証実験を行う施設であること
- ※建物賃借や設備リースにも対応

(月額賃借料に,土地は100,建物は70,生産設備(償却資産)は18を乗じた値を「投下固定資産相当額」とする。ただし,月額賃借料の上限は,土地は500円/㎡,建物は5,000円/㎡,生産設備(償却資産)は物件価格の3%。)

◇交付内容

- ○**助成基本額** 新規投資に係る<u>固定資産税・都市計画税相当額の100%</u> (増設の場合は90%)
- ○雇用加算 対象の事業所で,新たに雇用又は本市外から異動した正社員が5名以上の場合 ⇒正社員1人につき60万円を交付(助成期間内で1回限り)
 - ※正社員とは、「市内に住所を有する」「社会保険の被保険者」「1年以上の継続雇用及び期間の定めの無い雇用契約」の3条件に該当する方をいう。
- ○助成期間 3年(実証実験の場合は,3年を上限に実証実験を終了するまで)
 - ・以下のいずれかに該当する場合は助成期間は5年
 - [1]復興特区制度の指定事業
 - [2]エネルギー関連事業のうち、事業所を新設する場合で、エネルギー関連事業の交付要件①から④を全て満たし、かつ、地域のまちづくりに貢献するなど公益性がみとめられる事業

エネルギー関連事業の金額要件の緩和について

エネルギー関連事業のうち、下表に該当する事業については、交付要件である投下固定資産相当額の基準が、1千万円以上に緩和されます。

※下表に記載のない事業は、全て投下固定資産相当額1億円以上が基準となります。

事業

風力発電

小水力発電

バイオマス発電(バイオマス専焼)

バイオ燃料生産

地熱発電(バイナリー方式)

バイオマス熱利用

未利用熱の活用

地中熱利用

申請手続き

助成対象事業としての指定を受けるには、原則として立地の意思表明前に市と事前協議を行い、事業着手の60日前までに、交付指定申請書等の提出が必要となります。

申請後、学識経験者等による審査委員会での審査を経て指定となります。

※助成期間終了後5年間は,操業継続報告書又は実証実験成果活用状況報告書の提出が必要です。 助成期間内あるいは助成期間終了後5年以内に助成対象となった事業が廃止,休止された場合 (助成対象事業が実証実験であり,申請時の計画通りに実験を終了した場合を除く)や操業継続 報告書又は実証実験成果活用状況報告書の提出がない場合は助成金の返還を求める場合があります。

まだ構想段階の事業・実証実験等については,事業者と市との共同研究や検討会などにより仙台市 内での事業化の検討を自治体の立場から支援いたします。構想段階の事業等であっても,まずはご 相談ください。

詳しくは下記までお問合せください

仙台市まちづくり政策局 防災環境都市推進室

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1 電話 022-214-8467 FAX 022-214-8497 ホームパージ http://www.city.sendai.jp/business/d/souene.html